

○静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則

平成11年3月12日

規則第9号

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに制定する。

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則

静岡県公害防止条例施行規則（昭和46年静岡県規則第43号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議（第2条）

第3章 大気に関する規制

第1節 ばい煙の排出の規制（第3条—第9条）

第2節 粉じんに関する規制（第10条—第14条）

第4章 水質の保全に関する規制等（第15条—第22条）

第5章 騒音に関する規制

第1節 特定工場等に関する規制（第23条—第26条）

第2節 特定作業に関する規制（第27条—第30条）

第3節 特定建設作業に関する規制（第31条—第33条）

第4節 生活環境の静穏の保持（第34条—第38条）

第6章 振動に関する規制

第1節 特定工場等に関する規制（第39条—第42条）

第2節 特定建設作業に関する規制（第43条—第45条）

第7章 悪臭に関する規制（第46条—第48条）

第8章 屋外における燃焼行為の制限（第49条）

第9章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第50条）

第10章 雑則（第52条—第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議

第2条 条例第10条第1項の規則で定める工場又は事業場は、次のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

- (1) ばい煙発生施設又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場であつて、当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される次条に掲げる物質を含む排出ガスの量の合計が、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した状態で毎時1万立方メートル以上のもの
- (2) 条例第33条第2項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量が2,000立方メートル（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に掲げる物質を含む排出水にあつては、その量が50立方メートル）以上のもの
- 2 条例第10条第1項又は第2項の規定による協議は、当該工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の工事の開始の日の90日前までに様式第1号による協議書によってしなければならない。
- 3 条例第10条第1項又は第2項の規定により協議しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 公害等の抑制に関する配慮
 - (2) 指定化学物質の適正な管理に関する配慮
 - (3) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮
 - (4) 環境マネジメントシステム等の導入に関する配慮
- 4 条例第10条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第1項第1号に規定する事前協議対象工場等にあつては、ばい煙の種類ごとに排出口から大気中に排出される量の合計が増加しない場合
 - (2) 第1項第2号に規定する事前協議対象工場等にあつては、条例第33条第2項各号に掲げる物質又は項目ごとに排出される量が増加しない場合
- 5 条例第10条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事前協議対象工場等が、日本産業規格（以下「規格」という。）Q14001その他国際標準化機構14001に基づく環境マネジメントシステム又は環境省が定めた環境活動評価プログラム（エコアクション21）に基づく環境マネジメントシステムを構築し、実施しているものとして、それぞれの審査登録機関に登録されていること。
 - (2) 事前協議対象工場等において、次に掲げる法令に基づく行政処分を3年以内に受けていないこと。
 - ア 大気汚染防止法
 - イ 水質汚濁防止法
 - ウ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - エ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - オ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - キ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - ク 条例

6 条例第10条第4項の規定により協議の免除を受けようとする者は、当該工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の工事の開始の日の90日前までに様式第2号による届出書に前項第1号に規定する審査登録機関に登録されていることを証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(一部改正〔平成12年規則58号・18年2号・令和元年4号〕)

第3章 大気の保全に関する規制

第1節 ばい煙の排出の規制

(有害物質)

第3条 条例第11条第1項第3号の規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) ^{ふつ}弗素、^{ふつ}弗化水素及び^{ふつ}^{けい}弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物

(ばい煙発生施設)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(排出基準)

第5条 条例第12条第1項の規定による排出基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第12条第2項第1号の規則で定める地域の区分は、別表第2の1の付表に掲げるとおりとする。

3 条例第12条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、別表第2の1の注(3)に規定する算式によるものとする。

(ばい煙発生施設の設置等の届出)

第6条 条例第13条第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定による届出は、様式第3号による届出書によってしなければならない。

2 条例第13条第2項(条例第14条第2項及び第15条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所
- (2) ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- (3) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
- (4) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

(氏名の変更等の届出)

第7条 条例第18条(条例第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつて

は様式第4号、施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第5号による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)

第8条 条例第19条第3項(条例第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第6号による届出書によってしなければならない。

(ばい煙量等の測定)

第9条 条例第22条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定並びにその結果の記録及び保存は、次に定めるところによる。

- (1) いおう酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した状態で毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第2の1の備考に掲げるいおう酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。
- (2) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第2の2の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上)、別表第1の5の項に掲げる施設のうちガスを専焼させる施設に係る測定については、年1回以上)を行うこと。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる有害物質(フ化珪素を除く。)に係るばい煙濃度の測定は、別表第2の3の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上)を行うこと。
- (4) 前各号の測定の結果は、様式第7号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。ただし、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。

(一部改正〔平成12年規則117号・23年27号〕)

第2節 粉じんに関する規制

(一般粉じん発生施設)

第10条 条例第24条第3項の規則で定める施設は、別表第3の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

第11条 削除

（〔平成19年規則2号〕）

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）

第12条 条例第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定による届出は、様式第8号による届出書によってしなければならない。

2 条例第25条第2項（条例第26条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図

（2）一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

（一般粉じん発生施設の構造等に関する基準）

第13条 条例第28条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

第14条 削除

（〔平成19年規則2号〕）

第4章 水質の保全に関する規制等

（水質の汚濁に係る特定施設）

第15条 条例第33条第2項の規則で定める施設は、別表第6に掲げる施設とする。

（水の汚染状態を示す項目）

第16条 条例第33条第2項第2号の規則で定める項目は、水質汚濁防止法施行令第3条第1項に掲げる項目及びニッケル含有量とする。

（排水基準）

第17条 条例第34条第1項の規則で定める排水基準は、別表第7の中欄に掲げる物質の種類又は項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（水質の汚濁に係る特定施設の設置等の届出）

第18条 条例第35条から第38条までの規定による届出は、様式第9号による届出書によってしなければならない。

2 条例第35条第9号の規則で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。

3 条例第36条第8号の規則で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。

4 条例第36条の2第6号の規則で定める事項は、有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統とする。

（一部改正〔平成24年規則40号〕）

（有害物質を含むものとしての要件）

第19条 条例第39条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

（一部改正〔平成13年規則1号〕）

（有害物質使用特定施設に係る構造基準等）

第19条の2 条例第43条の2の規則で定める基準は、次条から第19条の6までに定めるとおりとする。

（追加〔平成24年規則40号〕）

（施設本体が設置される床面及び周囲の構造等）

第19条の3 有害物質使用特定施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び有害物質使用特定施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

（1）施設本体が設置される床面及び周囲が、次のいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

（2）前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（追加〔平成24年規則40号〕）

（配管等の構造等）

第19条の4 有害物質使用特定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できるようにするため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

（1）配管等を地上に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 配管等が、次のいずれにも適合すること。

（ア）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

（イ）有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。

（ウ）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が、設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように、配管等が、床面から離して設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 配管等が、次のいずれにも適合するトレンチの中に設置されていること。

(ア) 底面及び側面が、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によるものであること。

(イ) 底面の表面が、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されているものであること。

イ 配管等が、次のいずれにも適合すること。

(ア) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。

(ウ) 配管等の外面に、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が、設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(追加〔平成24年規則40号〕)

(排水溝等の構造等)

第19条の5 有害物質使用特定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 排水溝等が、次のいずれにも適合すること。

ア 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。

ウ 排水溝等の表面が、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(追加〔平成24年規則40号〕)

(使用の方法)

第19条の6 有害物質使用特定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

(2) 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の有害物質使用特定施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

(3) 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処理すること。

- (4) 前3号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

(追加〔平成24年規則40号〕)

(排出水の汚染状態の測定)

第20条 条例第46条第1項の規定による排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定並びにその結果の記録及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 排水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第9号別紙4により届け出たものについては年1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。
- (2) 前号の測定は、別表第7備考に掲げる検定方法により行うこと。
- (3) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち、様式第9号別紙8により届け出たものについては年1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。
- (4) 前号の測定は、第19条の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める検定方法により行うこと。
- (5) 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
- (6) 第1号及び第3号の測定の結果は、様式第10号による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第107条の登録を受けた者から同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合（同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目に係る事項（当該証明書に記載されたものに限る。）の記録を省略することができる。
- (7) 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第107条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに3年間保存すること。

(一部改正〔平成13年規則1号・23年27号〕)

(点検事項及び回数)

第20条の2 条例第46条第3項の規定による点検のうち、有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第7の2の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第19条の3第2号、第19条の4第2号ウ、第19条の5第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

- 2 条例第46条第3項の規定による点検のうち、使用の方法に関する点検は、第19条の6第4号の管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1年に1回以上行うものとする。

- 3 条例第46条第3項の規定による点検により、有害物質使用特定施設に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（追加〔平成24年規則40号〕）

（点検結果の記録及び保存）

第20条の3 条例第46条第3項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 点検を行った有害物質使用特定施設の名称等
- (2) 点検年月日
- (3) 点検の方法及び結果
- (4) 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- (5) 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から3年間保存しなければならない。

3 条例第46条第3項の規定による点検によらず、異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録するよう努めるものとする。

- (1) 異常等が確認された有害物質使用特定施設の名称等
- (2) 異常等を確認した年月日
- (3) 異常等の内容
- (4) 異常等を確認した者の氏名
- (5) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

4 前項に規定する記録は、異常等を確認した日から3年間保存するよう努めるものとする。

（追加〔平成24年規則40号〕）

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第21条 条例第48条第1項又は第2項の規定による命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があった特定事業場の設置者又は設置者であった者及び当該浸透があったことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 条例第48条第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について水質汚濁防止法施行規則別表第2の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第2項の命令を2以上の特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認

められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

- (1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第2号から第4号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
 - (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口
 - (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
 - (4) 水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- 3 条例第48条第1項の相当の期限は、第1項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場の設置者又は設置者であった者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。
- 4 第1項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準（同項の命令を2以上の特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合にあっては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行うものとする。

（一部改正〔平成24年規則40号〕）

（測定方法）

第22条 前条第2項に規定する浄化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）により測定した場合における測定値によるものとする。

（一部改正〔平成13年規則1号〕）

第5章 騒音に関する規制

第1節 特定工場等に関する規制

（騒音に係る特定施設）

第23条 条例第50条の規則で定める施設は、別表第8に掲げる施設とする。

（騒音に係る特定工場等の規制基準）

第24条 条例第51条第1項の規定による規制基準は、別表第9に掲げるとおりとする。

（騒音に係る特定施設の設置等の届出）

第25条 条例第53条第1項又は第54条第1項の規定による届出は、様式第11号による届出書によってしなければならない。

2 条例第53条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 特定施設の型式及び公称能力
- (4) 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第53条第2項（条例第54条第2項及び第55条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図とする。

（騒音に係る特定施設の変更の届出）

第26条 条例第55条第1項の規定による届出は、条例第53条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第12号、同項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第13号による届出書によってしなければならない。

2 条例第53条第1項第3号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る特定施設の種類ごとに前条第2項第3号及び第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第55条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第53条第1項第3号に掲げる事項の変更にあつては、条例第53条第1項、第54条第1項又は第55条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合
- (2) 条例第53条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合

第2節 特定作業に関する規制

（特定作業）

第27条 条例第60条の規則で定める作業は、別表第10に掲げる作業とする。

（特定作業に係る規制基準）

第28条 条例第61条第1項の規定による規制基準は、別表第9に掲げるとおりとする。

（特定作業の実施の届出）

第29条 条例第63条第1項又は第64条第1項の規定による届出は、様式第14号による届出書によってしなければならない。

2 条例第63条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数

3 条例第63条第2項（条例第64条第2項及び第65条第3項で準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定作業を行う工場又は事業場及びその付近の見取図とする。

(特定作業の変更の届出)

第30条 条例第65条第1項の規定による届出は、様式第15号による届出書によってしなければならない。

第3節 特定建設作業に関する規制

(騒音に係る特定建設作業)

第31条 条例第70条の規則で定める作業は、別表第11に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

(騒音に係る特定建設作業の実施の届出)

第32条 条例第71条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第16号による届出書によってしなければならない。

2 条例第71条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定建設作業に使用される別表第11に規定する機械の名称、型式及び仕様
- (3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第71条第3項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(騒音に係る特定建設作業の基準)

第33条 条例第72条第1項の規則で定める基準は、別表第12に掲げるとおりとする。

第4節 生活環境の静穏の保持

(深夜の騒音に係る規制を受ける営業)

第34条 条例第75条の規則で定める営業は、飲食店営業及びボーリング場営業とする。

(深夜営業に係る騒音の基準)

第35条 条例第75条の規則で定める基準は、別表第9の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の夜の欄に掲げるとおりとする。

(拡声機の使用に係る遵守事項)

第36条 条例第76条第1項の規則で定める事項は、別表第13に掲げるとおりとする。

(拡声機の使用制限区域)

第37条 条例第76条第1項第1号の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「病院等」という。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）

- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
- (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

（一部改正〔平成13年規則30号・18年60号・27年52号〕）

（拡声機の使用制限の特例）

第38条 条例第76条第1項第3号の規則で定めるときは、祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために使用するときとする。

第6章 振動に関する規制

第1節 特定工場等に関する規制

（振動に係る特定施設）

第39条 条例第77条の規則で定める施設は、別表第14に掲げる施設とする。

（振動に係る特定施設の規制基準）

第40条 条例第78条第1項の規定による規制基準は、別表第15に掲げるとおりとする。

（振動に係る特定施設の設置等の届出）

第41条 条例第80条第1項又は第81条第1項の規定による届出は、様式第17号による届出書によってしなければならない。

2 条例第80条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 特定施設の型式

3 条例第80条第2項（条例第81条第2項及び第82条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図とする。

（振動に係る特定施設の変更の届出）

第42条 条例第82条第1項の規定による届出は、条例第80条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第18号、同項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第19号による届出書によってしなければならない。

2 条例第82条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第80条第1項第3号に掲げる事項の変更にあつては、条例第80条第1項、第81条第1項又は第82条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合
- (2) 条例第80条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合

- (3) 条例第80条第1項第5号に掲げる事項の変更にあっては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

第2節 特定建設作業に関する規制

(振動に係る特定建設作業)

第43条 条例第87条の規則で定める作業は、別表第16に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

(振動に係る特定建設作業の実施の届出)

第44条 条例第88条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第20号による届出書によってしなければならない。

2 条例第88条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定建設作業に使用される別表第16に規定する機械の名称、型式及び仕様
- (3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第88条第3項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(振動に係る特定建設作業の基準)

第45条 条例第89条第1項の規則で定める基準は、別表第17に掲げるとおりとする。

第7章 悪臭に関する規制

(悪臭に係る特定施設)

第46条 条例第90条の規則で定める施設は、別表第18に掲げる施設とする。

(悪臭に係る特定施設の設置等の届出)

第47条 条例第91条第1項、第92条第1項又は第93条第1項の規定による届出は、様式第21号による届出書によってしなければならない。

2 条例第91条第2項（条例第92条第2項及び第93条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 悪臭を処理し、又は防止するための施設の配置図
- (2) 悪臭の発生及び悪臭の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
- (3) 特定施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

(悪臭に係る特定施設の構造等に関する基準)

第48条 条例第94条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する規準は、別表第19に掲げるとおりとする。

第8章 屋外における燃焼行為の制限

(屋外における燃焼行為の制限)

第49条 条例第100条第1項の規則で定める物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゴム
- (2) 合成樹脂
- (3) 油（有機溶剤を含む。）
- (4) 紙
- (5) 木材（伐採木及び木の枝を含む。）
- (6) 皮革
- (7) 布
- (8) 厨芥類^{ちゅうかい}

2 条例第100条第1項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に規定する構造を有する焼却施設を用いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第2号イの規定に基づく環境大臣の定める焼却の方法（平成9年厚生省告示第178号）に規定する方法により焼却することとする。

3 条例第100条第1項の規則で定める燃焼行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農林業者（日本標準産業分類表に定める農業（園芸サービス業を除く。）又は林業を営む者をいう。）が、農業又は林業の作業に伴って行う燃焼行為（ゴム、合成樹脂又は油を含まないものに限る。）
- (2) 防災訓練又は消防訓練に伴う燃焼行為
- (3) 地域的慣習による催事又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
(一部改正〔平成13年規則1号〕)

第9章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減

(全部改正〔令和5年規則22号〕)

(自動車等の駐車時の原動機の停止を要しない場合)

第50条 条例第105条第1項第6号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者の救護のために自動車等の原動機を当該自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置の動力として使用する場合
- (2) 災害時において自動車等の給電装置を使用するために当該自動車等の原動機を稼働させる場合
(全部改正〔令和5年規則22号〕)

第51条 削除

(〔令和5年規則22号〕)

第10章 雑則

(届出書の提出部数等)

第52条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し2通を添えてしなければならない。

2 ばい煙発生施設又は一般粉じん発生施設についての条例の規定による届出は、当該施設ごとに行うものとする。ただし、2以上のばい煙発生施設又は2以上の一般粉じん発生施設にあつては、当該2以上のばい煙発生施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類(別表第1又は別表第3の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、当該種類ごとに1の届出書によって届出をすることができる。

(一部改正〔平成12年規則58号〕)

第53条 削除

(〔令和4年規則5号〕)

(立入検査の身分証明書)

第54条 条例第117条第2項の証明書の様式は、様式第23号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(平成11年4月1日)から施行する。ただし、第8章の規定は平成11年10月1日から、第9章の規定は平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の静岡県公害防止条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第28条の規定は、平成11年9月30日までの間は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に水質の汚濁に係る特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水の鉛及びその化合物又は砒素^ひ及びその化合物による汚染状態についての条例第34条第1項の排水基準については、この規則の施行の日から6月間は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2—ジクロロエタン、1, 1—ジクロロエチレン、シス—1, 2—ジクロロエチレン、1, 1, 1—トリクロロエタン、1, 1, 2—トリクロロエタン、1, 3—ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、窒素含有量並びに^{りん}燐含有量についての改正後の規則第17条に規定する排水基準に関する条例第42条の規定は、この規則の施行の際現に水質の汚濁に係る特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

5 この規則の施行の際改正前の規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている届出書等は、改正後の規則の相当する様式により提出された届出書等とみなす。

- 6 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第58号）

- 1 この規則中目次の改正規定、第52条の改正規定、第53条の改正規定及び第55条の改正規定は平成12年4月1日から施行し、その他の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている届出書等は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の相当の様式により提出された届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成12年9月29日規則第117号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第8の1の項(5)に掲げる施設（改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第8の1の項(5)に掲げる施設に該当するものを除く。）で、この規則の施行の日から起算して30日以内にその設置の工事が開始されたものについては、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）第53条第1項及び第55条第1項の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則様式第23号により交付されている身分証明書は、改正後の規則様式第23号により交付された身分証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則様式第23号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成13年1月5日規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第30号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第8号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の第1項の付表備考の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月28日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の 3 の備考 1 の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る部分に限る。）は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 7 月22日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 5 月29日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年静岡県条例第21号）の施行の日（平成24年 6 月 1 日）から施行する。

（平成27年 5 月31日までの間の有害物質使用特定施設の点検に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち、この規則による改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の 2 から第19条の 6 までは規定する基準に適合しない部分に係る静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第46条第 3 項の規定による点検については、この規則の施行の日から平成27年 5 月31日までの間は、新規則別表第 7 の 2 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 有害物質使用特定施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1 月に 1 回以上
2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1 年に 1 回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1 年に 1 回以上
3 有害物質使用特定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及び	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6 月に 1 回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6 月に 1 回以上

ポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。） （地上に設置されている場合に限る。）		
4 配管等（地下に設置されている場合に限る。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）の有無	1年に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
5 有害物質使用特定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1月に1回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1年に1回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- 3 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち、新規則第19条の2から第19条の6までに規定する基準に適合しない部分（附則第4項、第6項及び第8項に規定する基準に適合する部分に限る。）に係る第46条第3項の規定による点検については、前項の規定にかかわらず、それぞれ附則第5項、第7項及び第9項の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。

（平成27年6月1日以降における施設本体の床面及び周囲の構造等に係る基準等の経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に設置されている施設本体（設置の工事がされているものを含む。）が設置されている床面及び周囲のうち、この規則の施行の際新規則第19条の3に定める基準に適合しないものに係る平成27年6月1日以降の基準については、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合限り、同条の規定を適用しない。

(1) 床面及び周囲が、次のいずれにも適合すること。

ア 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第19条の3第1号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第19条の3に規定する基準に適合すること。

イ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

(2) 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第19条の3第1号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第19条の3に規定する基準に適合すること。

5 前項の場合において、新条例第46条第3項の規定による点検については、新規則別表第7の2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

(平成27年6月1日以降における配管等の構造等に係る経過措置)

6 この規則の施行の際現に設置されている配管等（設置の工事がされているものを含む。）のうち、この規則の施行の際新規則第19条の4に定める基準に適合しないものに係る平成27年6月1日以降の基準については、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、同条の規定を適用しない。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいが目視により確認できるように設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

ア トレンチの中に設置されていること。

イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ウ ア又はイと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

7 前項の場合において、新条例第46条第3項の規定による点検については、新規則別表第7の2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号ウに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
2 配管等（前項第2号アに適合する場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
3 配管等（前項第2号イに適合する場合に限る。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上

（平成27年6月1日以降における排水溝等の構造等に係る基準等の経過措置）

8 この規則の施行の際現に設置されている排水溝等（設置の工事がされているものを含む。）のうち、この規則の施行の際新規則第19条の5に定める基準に適合しないものに係る平成27年6月1日以降の基準については、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、同条の規定を適用しない。

(1) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。

(2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

- 9 前項の場合において、新条例第46条第3項の規定による点検については、新規則別表第7の2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無	6月に1回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上

（その他の経過措置）

- 10 附則第4項から第9項までの規定は、この規則の施行の日以降に新条例第37条の規定による届出がされた有害物質使用特定施設について準用する。
- 11 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち新規則第19条の6第4号の管理要領が定められていないものに係る新条例第46条第3項の規定による点検については、この規則の施行の日から平成27年5月31日までの間は、新規則第20条の2第2項中「第19条の6第4号の管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業」とする。
- 12 静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定による届出は、新規則様式第9号の例による届出書を提出して行うものとする。
- 13 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成27年6月23日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月31日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にされた改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第53条の届出に係る受理書の交付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている協議書は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の相当する様式により提出された協議書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和5年3月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月24日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

ばい煙発生施設

	施設
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設
4	^{ふつ} 弗化炭化水素又は ^{ふつ} 弗素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設（熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を

	燃料として専焼させるものを除く。)であって、火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が1平方メートル以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設

別表第2 (第5条関係)

(一部改正 [平成15年規則8号・19年2号・22年33号・23年27号])

ばい煙の排出基準

1 硫黄酸化物の排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q=K \times 10^{-3} He^2$$

注

- (1) q は、硫黄酸化物の量(温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)をいう。
- (2) K は、付表の中欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる値をいう。
- (3) He は、次の算式により補正された排出口の高さをいう。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795(\sqrt{Q \cdot V})) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/(\sqrt{Q \cdot V})) (1,460-296 \times (V/(T-288))) + 1$$

これらの式においては、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

- (4) 硫黄酸化物の排出基準は、別表第1の項に掲げる施設であって、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の中欄に該当するものについては、適用しない。

付表

	地域	Kの値
1	富士宮市、富士市、富士郡芝川町、庵原郡富士川町及び同郡蒲原町の地域	7.59
2	清水市及び庵原郡由比町の地域	9.3
3	前2項に掲げる地域以外の地域	22.2
備考		

1	この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。
(1)	規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法
(2)	規格K2301、規格K2541—1から規格K2541—7まで又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762—1から規格Z8762—4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
(3)	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）別表第1の備考3に定める方法により測定する方法
2	この表に掲げる区域は、平成15年3月31日における行政区画によって表示されたものとする。

2 ばいじんの排出基準

ばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設ごとに同表の右欄に掲げるばいじんの量とする。

	施設	ばいじんの量
1	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、重油又はガスを専焼させるもの	0.30グラム
2	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、石炭（1キログラム当たり発熱量5,000キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80グラム
3	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、前2項に掲げるもの以外のもの	0.40グラム
備考		
1	この表の右欄に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。	
2	ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。	

3 有害物質の排出基準

有害物質の許容限度は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の第2欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる施設ごとに同表の第4欄に掲げる有害物質の量とする。

	有害物質の種類	施設	有害物質の量
1	塩素	別表第1の2の項及び6の項に掲げる施設	30ミリグラム
2	塩化水素	別表第1の2の項及び4の項に掲げる施設	80ミリグラム
3	^{ふつ} 弗素及び ^{ふつ} 弗化水素	別表第1の2の項に掲げる施設	3ミリグラム

4	鉛及びその化合物	別表第1の3の項に掲げる施設	10ミリグラム
備考			
1 この表の第4欄に掲げる有害物質の量は、1の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により^{ふつ}弗素として測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法により鉛として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。 2 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。			

別表第3（第10条関係）

一般粉じん発生施設

	施設	規模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふりい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルトコンベアにあつてはベルトの幅が75センチメートル以上のもの、バケットコンベアにあつてはバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
5	木材チップの風送施設（木材チップの製造の用に供するものを除く。）	
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。

1	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
1		
1	別珍又はコールテンの仕上施設	
2		

別表第4（第13条関係）

（一部改正〔令和4年規則5号〕）

一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に当該施設が設置されていること。
- (2) 当該施設にフード及び集じん機が設置されていること。
- (3) 当該施設に散水設備が設置されていること。
- (4) 当該施設が防じんカバーでおおわれていること。
- (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第5 削除

（〔平成19年規則2号〕）

別表第6（第15条関係）

水質の汚濁に係る特定施設

	施設
1	アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設
2	非鉄金属製造業の用に供する次に掲げる施設 (1) 銅又は銅合金の用に供する圧延施設 (2) アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金の用に供するダイカストマシン
3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設
4	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設

別表第7（第17条関係）

（一部改正〔平成13年規則1号・27年52号・[令和7年58号](#)〕）

排水基準

	物質の種類又は項目	許容限度
1	水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質	左欄の物質の種類ごとに排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の下欄に掲げる許容限度
2	水質汚濁防止法施行令第3条第1項に規定する項目	左欄の項目ごとに排水基準を定める省令別表第2の下欄に掲げる許容限度

3	ニッケル含有量（単位 1 リットルにつきミリ グラム）	2
備考 1 この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。 (1) ニッケル含有量 規格K0102－3の18・3、18・4又は18・5に定める方法 (2) その他の種類又は項目 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法 2 この表の3の項に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 別表第6の4の項に掲げる施設については、1の項及び2の項は適用しない。		

別表第7の2（第20条の2関係）

（追加〔平成24年規則40号〕）

有害物質使用特定施設に係る点検事項及び回数

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲 （第19条の3ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体が設置される床面及び周囲 （第19条の3ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
4 配管等（第19条の4第1号に規定するものに限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の	1年に1回以上

	漏えいの有無	
5 配管等（第19条の4第2号アに規定するものに限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
6 配管等（第19条の4第2号イに規定するものに限る。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年）に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年（排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含

		む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年）に1回以上
--	--	--

別表第8（第23条関係）

（一部改正〔平成12年規則117号〕）

騒音に係る特定施設

	施設		規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	
		(2) 製管機械	
		(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
		(5) 機械プレス	呼び加圧能力が49キロニュートン以上のもの
		(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		(7) 鍛造機	
		(8) ワイヤーフォーミングマシン	
		(9) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	
		(10) タンブラー	
		(11) 旋盤	
		(12) ボール盤	
		(13) 平削り盤	
		(14) 型削り盤	
		(15) 高速切断機	
		(16) 研摩機（工具用研摩機を除く。）	

2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4	繊維機械	(1) 織機（原動機を用いるものに限る。） (2) 紡績機械 (3) 撚糸機 (4) 製紐機 ^{ちゆう}	
5	建設用資材製造機械	(1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント	
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
7	木材加工機械	(1) ドラムバーカー (2) チッパー (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤 (5) 丸のこ盤 (6) かな盤	
8	製紙機械及び紙加工機械	(1) 抄紙機 (2) トイレットペーパーリワインダー (3) コルゲートマシン (4) 紙ひもより機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）		
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機		
12	クーリングタワー		原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
13	集じん施設		
14	冷凍機（圧縮機を用いるものに限る。）		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
備考			

この表に掲げる施設には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内に設置される施設を含まないものとする。

別表第9（第24条・第28条関係）

（一部改正〔平成23年規則27号・27年52号・30年48号〕）

特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準

特定施設を設置し、又は特定作業を行う工場又は事業場に係る騒音の規制基準は、当該工場又は事業場の敷地の境界線において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の時間の区分ごとに掲げる値とする。

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域についてはそれぞれ騒音規制法第4条第1項の規定により第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域

第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区（用途地域内の区域を除く。）
備考 この表において、用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。 4 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。 6 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。	

別表第10（第27条関係）

特定作業	
	作業
1	厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業
3	鋼製船舶の建造又は修理の作業
備考 この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。	

別表第11（第31条関係）

（一部改正〔平成13年規則1号〕）

騒音に係る特定建設作業

	作業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
備考	
1 この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。 2 6の項から8の項までに掲げる作業のうち、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号、第7号及び第8号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（平成9年環境庁告示第54号）別表に規定する機械を使用する作業を含まないものとする。	

別表第12（第33条関係）

（一部改正〔平成27年規則52号〕）

騒音に係る特定建設作業の基準

特定建設作業に係る騒音の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、(1)の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について条例第72条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、(3)本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を(3)に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

- (1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- (2) 特定建設作業の騒音が夜間（付表の1の項に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間、付表の2の項に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ウからオまでにおいて同じ。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- エ 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1の項に掲げる区域にあつては1日10時間、付表の2の項に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

- エ 構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧5万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体（以下「変電所」という。）の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

オ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 デシベルとは、別表第9の表の備考4に定めるところによる。
- 2 騒音の測定は、別表第9の表の備考5に定めるところによる。
- 3 騒音の測定方法は、別表第9の表の備考6に定めるところによる。

付表

1	別表第9の表の左欄に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2	前項に掲げる区域以外の区域

別表第13（第36条関係）

拡声機の使用に係る遵守事項

条例第76条第1項第1号に該当するとき。	(1) 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること。 (2) 拡声機の連続する1回の使用時間は、10分以内とし、次の使用までに10分以上休止すること。 (3) 拡声機から発生する音量は、拡声機から10メートル離れた位置（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線）において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる程度を超えないこと。 <table border="1"> <tr> <td>第1種区域</td><td>50デシベル</td></tr> <tr> <td>第2種区域</td><td>55デシベル</td></tr> <tr> <td>第3種区域</td><td>65デシベル</td></tr> <tr> <td>第4種区域</td><td>70デシベル</td></tr> </table>	第1種区域	50デシベル	第2種区域	55デシベル	第3種区域	65デシベル	第4種区域	70デシベル
第1種区域	50デシベル								
第2種区域	55デシベル								
第3種区域	65デシベル								
第4種区域	70デシベル								
条例第76条第1項第2号に該当するとき。	拡声機の使用は、日曜日及び国民の祝日以外の日の午前10時から午後6時までの間に限ること。								

条例第76条第1項第3号に該当するとき。	(1) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用は、午前10時から午後8時までの間に限ること。 (2) 拡声機から発生する音量は、拡声機から10メートル離れた位置（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線）において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる程度を超えないこと。 <table border="1"> <tr> <td>第1種区域</td><td>55デシベル</td></tr> <tr> <td>第2種区域</td><td>60デシベル</td></tr> <tr> <td>第3種区域</td><td>70デシベル</td></tr> <tr> <td>第4種区域</td><td>75デシベル</td></tr> </table>	第1種区域	55デシベル	第2種区域	60デシベル	第3種区域	70デシベル	第4種区域	75デシベル
第1種区域	55デシベル								
第2種区域	60デシベル								
第3種区域	70デシベル								
第4種区域	75デシベル								
備考 1 区域の区分は、別表第9の表の備考3に定めるところによる。 2 デシベルとは、別表第9の表の備考4に定めるところによる。 3 騒音の測定は、別表第9の表の備考5に定めるところによる。 4 騒音の測定方法は、別表第9の表の備考6に定めるところによる。									

別表第14（第39条関係）

（一部改正〔令和5年規則22号〕）

振動に係る特定施設

	施設		規模能力
1	金属加工機械	(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
		(2) 機械プレス	
		(3) セン断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のもの
		(4) 鍛造機	
		(5) ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（令和4年環境省告示第52号）第2条に規定する圧縮機を除く。）		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの

4	織機（原動機を用いるものに限る。）		
5	コンクリート機械	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの
		(2) コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの
		(3) コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの
6	木材加工機械	(2) ドラムバーカー	
		(3) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）		原動機の定格出力が30キロワット以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）		
備考			
この表に掲げる施設には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地に設置される施設を含まないものとする。			

別表第15（第40条関係）

（一部改正〔平成27年規則52号〕）

特定工場等において発生する振動の規制基準

特定施設を設置する工場又は事業場に係る振動の規制基準は、当該工場又は事業場の敷地の境界線において次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の時間の区分ごとに掲げる値とする。

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第1種区域の1	60デシベル	55デシベル
第1種区域の2	65デシベル	55デシベル
第2種区域の1	70デシベル	60デシベル
第2種区域の2	70デシベル	65デシベル
備考		

- 1 病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 第1種区域の1、第1種区域の2、第2種区域の1及び第2種区域の2は、振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域についてはそれぞれ振動規制法第4条第1項の規定に基づき第1種区域の1、第1種区域の2、第2種区域の1及び第2種区域の2として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ別表第9の表の備考3の表に定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とする。
- 3 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

- 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第16（第43条関係）

振動に係る特定建設作業

	作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
備考 この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。	

別表第17（第45条関係）

（一部改正〔平成27年規則52号〕）

振動に係る特定建設作業の基準

特定建設作業に係る振動の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、(1)の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について条例第89条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、(3)本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を(3)に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

- (1) 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。
- (2) 特定建設作業の振動が、夜間（付表の1の項に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間、付表の2の項に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ウからオまでにおいて同じ。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

エ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

オ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

- (3) 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の1の項に掲げる区域にあつては1日10時間、付表の2の項に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- (4) 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- (5) 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

エ 変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

オ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 デシベルとは、別表第15の表の備考3に定めるところによる。

- 2 振動の測定は、別表第15の表の備考4に定めるところによる。
- 3 振動の測定方法は、別表第15の表の備考5に定めるところによる。
- 4 振動レベルの決定は、別表第15の表の備考6に定めるところによる。

付表

1	別表第15の表の左欄に掲げる第1種区域の1、第1種区域の2及び第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2	前項に掲げる区域以外の区域

別表第18（第46条関係）

悪臭に係る特定施設

	施設
1	セロファン製膜施設
2	アスファルト含 ^{しん} 滲紙又はコールタール含 ^{しん} 滲紙の製造の用に供する連続式含 ^{しん} 滲施設
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000平方メートル以上のもの
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設
9	鶏舎であって面積が400平方メートル以上のもの及び豚舎であって面積が150平方メートル以上のもの
10	サイズの製造の用に供する反応施設

別表第19（第48条関係）

悪臭に係る特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

- (1) 当該施設に脱臭装置が設置されていること。
- (2) 当該施設に防臭のための薬剤が散布されていること。
- (3) 当該施設が防臭カバーでおおわれていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか当該施設を設置する工場又は事業場において発生する悪臭を防止するための有効な措置が講じられていること。

様式第1号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(市長 氏 名)

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり協議します。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
事業計画		別紙1のとおり。	
環境への配慮事項		公害等の抑制	別紙2のとおり。
		指定化学物質の適正な管理	別紙3のとおり。
		廃棄物の発生の抑制及び適正な処理	別紙4のとおり。
		環境マネジメントシステム等の導入	別紙5のとおり。
※整理番号		※受理年月日	年 月 日

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

別紙1(用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画

新 増 設 計 画 の 概 要							
区	分	変	更	前	変	更	後
生 産 品 目 及 び 生 産 量							
大 気 関 係	ばい煙発生施設の 種類及び数量						
	総排出ガス量 (m ³ /時)						
	排出量が増加する ばい煙の種類及び量						
水 質 関 係	特 定 施 設 の 種 類 及 び 数 量						
	総 排 水 量 (m ³ /日)						
	使用する有害物質						
	排出量が増加する 物質等の種類及び量						
工 事 開 始 予 定 年 月 日		年		月		日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年		月		日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年		月		日	

備考 総排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとする。

別紙2(用紙 日本産業規格A4縦型)

公 害 等 の 抑 制

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
大 気 汚 染 の 防 止	
水 質 汚 濁 の 防 止	
騒 音 及 び 振 動 の 防 止	
悪 臭 の 防 止	
土 壌 汚 染 の 防 止	
地 下 水 の 保 全	
温室効果ガスの排出抑制	
低 公 害 車 の 導 入 等	
そ の 他	

備考

- 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入すること。
- 2 記入しきれない場合は、別紙により提出すること。
- 3 参考資料がある場合は、添付すること。

別紙3(用紙 日本産業規格A4縦型)

指定化学物質の適正な管理

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
受入れ、保管及び使用の量 及 び 方 法 の 把 握	
危険性及び有害性の把握	
排出及び廃棄の量及び方法 の 把 握	
指定化学物質を含む廃棄物 の 適 正 処 理	
自 己 監 視 及 び 自 主 測 定	
そ の 他	

備考

- 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入すること。
- 2 記入しきれない場合は、別紙により提出すること。
- 3 参考資料がある場合は、添付すること。

別紙4(用紙 日本産業規格A4縦型)

廃棄物の発生抑制及び適正な処理

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
長期使用、再利用又は 再 生 利 用	
減量化又は再資源化	
適 正 な 処 理 に よ る 公 害 の 防 止	
そ の 他	

備考

- 1 配慮した内容がない場合には、該当欄に「なし」と記入すること。
- 2 記入しきれない場合は、別紙により提出すること。
- 3 参考資料がある場合は、添付すること。

別紙5(用紙 日本産業規格A4縦型)

環境マネジメントシステム等の導入

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
環 境 の 保 全 の た め の 方 針 ・ 目 標 ・ 計 画 の 作 成	
環 境 の 保 全 の た め の 役 割、 責 任 及 び 権 限 の 体 制 の 明 確 化 (組 織 図)	
環 境 に 係 る 情 報 の 把 握	
事 故 等 へ の 対 応 手 順 書 の 作 成	
事 故 防 止 の た め の 訓 練 の 実 施	
環 境 の 保 全 の 取 組 状 況 等 の 定 期 的 な 点 検 の 実 施	
そ の 他	

備考

- 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入すること。
- 2 記入しきれない場合は、別紙により提出すること。
- 3 参考資料がある場合は、添付すること。

様式第2号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

工場若しくは事業場の新設又は施設
の増設に係る協議免除届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名
(市長 氏 名) 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第4項の規定により、工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議の免除を受けたいので、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称			
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地			
工 事 開 始 予 定 年 月 日			
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則第2条第5項第1号に規定する審査を行った審査登録機関の名称			
登 録 番 号			
※整理番号		※受理年月日	年 月 日

備考 静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則第2条第5項第1号に規定する審査登録機関に登録されていることを証する書面を添付すること。

様式第3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(市長 氏 名)

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第13条第1項(第14条第1項、第15条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
ばい煙発生施設の 種 類		※ 施 設 番 号	
ばい煙発生施設の 構 造	別紙1のとおり。	※ 審 査 結 果	
ばい煙発生施設の 使 用 の 方 法	別紙2のとおり。	※備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 ばい煙発生施設の種類欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 添付書類
次の事項を記載した書類
 - (1) ばい煙量又はばい煙濃度
 - (2) ばい煙の排出の方法
 - (3) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所
 - (4) ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
 - (5) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合には、その場所
 - (6) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

別紙1(用紙 日本産業規格A4縦型)

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積(m ²)		
	燃料の燃焼能力 (重油換算1/h)		
	原料の処理能力(t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力(kg/h)		
	乾燥施設の容量(m ³)		
	電流容量(KA)		
	ポンプの動力(KW)		
合成・漂白・濃縮能力(kg/h)			

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 当該施設の主要寸法を記入した構造概要図を添付すること。

別紙2(用紙 日本産業規格A4縦型)

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び1月の使用時日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動				
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限り。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 カドミウム分	鉛 素分	いおう分 カドミウム分	鉛 素分
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類				
	燃料中の成分割合(%)	灰分	いおう分	灰分	いおう分
	発熱量				
	通常の使用量(1/h)				
	混焼割合				
排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス温度(℃)					
ばい煙	ばいじん(g/m ³)	最大	通常	最大	通常
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常
	カドミウム及びその化合物(mg/m ³)	最大	通常	最大	通常

の濃度	塩素 (mg / m^3)	最大	通常	最大	通常
	塩化水素 (mg / m^3)	最大	通常	最大	通常
	氟素、氟化水素及び 氟化珪素 (mg / m^3)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物 (mg / m^3)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物 (m^3 / h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

備考

- 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 参考事項の欄には、当該施設の最大能力を記載すること。
- 6 ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設については、参考事項の欄に1工程中の排出量の変動の状況を記載すること。

別紙3(用紙 日本産業規格A4縦型)

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号					
処理するばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式					
設置年月日			年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日			年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日			年 月 日	年 月 日	
処理能	処	排出ガス量 (m^3/h)	最大		
			通常		
		排出ガス温度 ($^{\circ}\text{C}$)	処理前		
			処理後		
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m^3)	処理前		
			処理後		
		いおう酸化物 (容積比 ppm)	処理前		
			処理後		
		カドミウム及び その化合物 (mg/m^3)	処理前		
			処理後		
		塩素 (mg/m^3)	処理前		
			処理後		
	塩化水素 (mg/m^3)	処理前			
		処理後			
	濃	フッ素、フッ化水素 及びフッ化珪素 (mg/m^3)	処理前		
			処理後		
	度	鉛及びその 化合物 (mg/m^3)	処理前		
			処理後		

力	ば い 煙 量	いおう酸化物 (m^3/h)	最	処理前			
			大	処理後			
			通	処理前			
			常	処理後			
	捕 集 効 率 (%)	ば い じ ん					
		い お う 酸 化 物					
		カドミウム及びその化合物					
		塩 素					
		塩 化 水 素					
		フ素、フ化水素及びフ化珪素					
	鉛 及 び そ の 化 合 物						
	使 用 状 況	1日の使用時間及び1月の使用時日数等		時～ 時間／回 日／月	時 回／日	時～ 時間／回 日／月	時 回／日
		季 節 変 動					
排 出 口 の 実 高 さ H o (m)							
補正された排出口の高さ H e (m)							
排 出 速 度 (m/s)							

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さH e は、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2の1の注(3)の算式により算出すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

氏名(名称、住所、所在地)変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名
(市 町 長 氏 名) 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、静岡県生活環境の保全等に関する条例第18条(第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第5号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(市 町 長 氏 名)

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、水質の汚濁に係る特定施設、悪臭に係る特定施設)の使用、騒音に係る特定施設(振動に係る特定施設)のすべての使用又は特定作業を廃止したので、静岡県生活環境の保全等に関する条例第18条(第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
施 設 の 種 類 (特定作業の種類)		※施 設 番 号 (作業番号)	
施設の設置場所 (特定作業の場所)		※備 考	
使用廃止(全廃)の年月日 (廃止の年月日)	年 月 日		
使用廃止(全廃)の理由 (廃止の理由)			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

承 継 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(市 町 長 氏 名)

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、水質の汚濁に係る特定施設、悪臭に係る特定施設、騒音に係る特定施設、振動に係る特定施設、特定作業)に係る届出者の地位を承継したので、静岡県生活環境の保全等に関する条例第19条第3項(第30条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類 (特定作業の種類)		※施設番号 (作業番号)	
施設の設置場所 (特定作業の場所)		※備考	
承継の年月日			
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承継の原因			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第7号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(m^3/h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(m^3/h)					
ばいじん		(g/m^3)					
塩素		(mg/m^3)					
塩化水素		(mg/m^3)					
ふっ 弗素及びふっ 弗化水素		(mg/m^3)					
鉛及びその化合物		(mg/m^3)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばいじん、塩素、塩化水素、弗素及び弗化水素並びに鉛及びその化合物については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 3 硫黄酸化物の量の測定について、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第2の第1項の付表備考1(2)に掲げる方法により行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 4 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定について規格K2301、規格K2541—1から規格K2541—7まで若しくは規格M8813に定める方法により行う場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認する場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第8号(第12条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(市長 氏 名)

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第25条第1項(第26条第1項、第27条第1項)の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種 類		※施 設 番 号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別 紙 の と お り	※審 査 結 果	
		※備 考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 一般粉じん発生施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 添付書類
 - 当該施設の配置図
 - 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
 - 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

別紙(用紙 日本産業規格A4縦型)

一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模			
能 力			
処理対象物等の種類、性状及び通常の月間処理量等(通常)(t/月)			
使用 及 び 管 理 の 方 法	一般粉じん発生施設が設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機の効率(%)	
		送風機の原動機出力(KW)	
	散水装置	装置の種類・型式	
		装置の能力(m ³ /h)	
		処理量当たり散水量(l/t)	
	防じんカバーの使用状況		
	その他	方 法	

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、原動機の定格出力、面積等当該施設の規模を表わす事項について記載すること。

- 3 能力の欄には、当該施設の処理能力、堆積能力等を記載すること。
- 4 処理対象物等の種類、性状及び通常の月間処理量等の欄には、処理対象物又は堆積物等の種類、性状及び処理又は堆積の量等を記載すること。
- 5 その他の欄には、その他一般粉じんの飛散を防止するために有効な措置について記載すること。
- 6 当該施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第9号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

水質の汚濁に係る特定施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(市長 氏 名)

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条(第36条、第36条の2、第37条、第38条)の規定により、水質の汚濁に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
第35条関係	特定施設の種類の有	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有	※審査結果	
	△特定施設の構造	※備考	
	△特定施設の設備		
	△特定施設の使用の方法		
	△汚水等の処理の方法		
	△排出水の汚染状態及び量		
第36条関係	△排出水に係る用水及び排水の系統		
	有害物質使用特定施設の種類の有		
	△有害物質使用特定施設の構造		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		
	△汚水等の処理の方法		
	△特定地下浸透水の浸透の方法		
第36条の2関係	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		
	△有害物質使用特定施設の構造		
	△有害物質使用特定施設の設備		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		
△有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統			

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等

に関する条例施行規則別表第6に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。

3 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合又は第36条の規定に該当する場合は、別紙1の2を提出することを要しない。

4 △印の欄の記載については、できる限り、図面、表等を利用すること。

5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

別紙1(用紙 日本産業規格A4縦型)

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における 施 設 番 号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき 事 項		

備考

- 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1の2(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設備		
構造		
主要寸法		
配置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合又は第36条の規定に該当する場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙2(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定施設の使用方法

工場又は事業場における 施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3(用紙 日本産業規格A4縦型)

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における 施 設 番 号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種 類 及 び 型 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 及 び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚 水 等 の 汚 染 状 態 及 び 量	種 類 ・ 項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後

	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排 出 水 の 排 出 方 法									
その他参考となるべき事項									

備考

- 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙4(用紙 日本産業規格A4縦型)

排 出 水 の 汚 染 状 態 及 び 量

工場又は事業場における 施 設 番 号					
排 出 水 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
排 出 水 の 量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5(用紙 日本産業規格A4縦型)

用 水 及 び 排 水 の 系 統			
用水及び排水の系統			
用途別用水量	用	途	使用水量 (m ³ /日)

別紙6(用紙 日本産業規格A4縦型)

有害物質使用特定施設の構造

工場又は事業場における 施 設 番 号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき 事 項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙7(用紙 日本産業規格A4縦型)

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における 施 設 番 号					
特 定 施 設 番 号 及 び 名 称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原 材 料(消 耗 資 材 を 含 む。)の 種 類、使 用 方 法 及 び 1 日 当 た り の 使 用 量					
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙8(用紙 日本産業規格A4縦型)

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における 施 設 番 号									
処 理 施 設 の 設 置 場 所									
設 置 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種 類 及 び 型 式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統									
集 水 及 び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚 水 等 の 汚 染 状 態 及 び 量	種 類	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後

	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
その他参考となるべき事項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙9(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸透水	工場又は事業場における施設番号								
	量(m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項									

別紙10(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用	途	使用水 用水使用量 (m ³ /日)

型	式		
構	造		
主	要	寸	法
能		力	
配		置	
床	面	及	び
周	囲		

型	式		
構	造		
主	要	寸	法
能		力	
配		置	
床	面	及	び
周	囲		

別紙12(用紙 日本産業規格A4縦型)

有害物質使用特定施設の設備

工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙13(用紙 日本産業規格A4縦型)

有害物質使用特定施設の使用の方法

工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1 日 当 た り の 使 用 時 間		
使 用 の 季 節 的 変 動		
原材料(消耗資材を含む。)の 種類、使用方法及び1日当たり の 使 用 量		
その他参考となるべき事項		

別紙14(用紙 日本産業規格A4縦型)

用水及び排水の系統

施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統			
用途別用水量	用途	使用水	用水量 (m ³ /日)

様式第10号(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4横型)

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状態)

測 定 年 月 日 及 び 時 刻	測 定 場 所		特 定 施 設 の 使 用 状 況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目				備 考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)								

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

様式第11号(第25条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

騒音に係る特定施設設置(使用)届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第53条第1項(第54条第1項)の規定により、騒音に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日 年 月 日	
工場又は事業場の事業内容		※施 設 番 号	
常時使用する従業員数		※審 査 結 果	
騒 音 の 防 止 の 方 法		別紙のとおり。 ※備 考	
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに施設の名称を記載すること。
- 3 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 4 添付書類
 - (1) 当該施設の配置図
 - (2) 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第12号(第26条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
騒音に係る特定施設の種類の数変更届出書

年 月 日
市 町 長 氏 名 様

届出者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第55条第1項の規定により、騒音に係る特定施設の種類の数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称				※整 理 番 号				
				※受 理 年 月 日		年 月 日		
				※施 設 番 号				
工場又は事業場の 所 在 地				※審 査 結 果				
				※備 考				
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公称 能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 特定施設の種類の数に変更がある場合であっても、静岡県生活環境の保全等に関する条例第55条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類の欄については、記載しないこと。
 - 3 特定施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに施設の名称を記載すること。
 - 4 添付書類
 - (1) 当該施設の配置図
 - (2) 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第13号(第26条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住 所 氏 名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県生活環境の保全等に関する条例第55条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
騒音の防止の方法	変更前	変更後	※施設番号	
	別紙のとおり。		※審査結果	
			※備考	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用するとともに、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 添付書類

(1) 当該施設の配置図

(2) 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第14号(第29条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
特 定 作 業 実 施 届 出 書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

静岡県生活環境の保全等に関する条例第63条第1項(第64条第1項)の規定により、特定
作業について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
		※ 作 業 番 号	
工場又は事業場の事業内容		※ 審 査 結 果	
常時使用する従業員数		※ 備 考	
特 定 作 業 の 種 類			
特 定 作 業 の 方 法			
特 定 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作 業 開 始 時 刻 (時・分)	作 業 終 了 時 刻 (時・分)	
騒 音 の 防 止 の 方 法	別紙のとおり。		

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定作業の種類欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる項番号及び作業の種類を記載すること。
- 3 添付書類
 - (1) 当該作業を行う場所を示す書類
 - (2) 当該作業を行う工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第15号(第30条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

特 定 作 業 の 変 更 届 出 書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住 所 氏 名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県生活環境の保全等に関する条例第65条第1項の規定により、特定作業に係る騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
騒音の防止の方法	変更前	変更後	※作業番号
	別紙のとおり。		※審査結果
			※備考

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用するとともに、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 添付書類

(1) 当該作業を行う場所を示す書類

(2) 当該作業を行う工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第16号(第32条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

騒音に係る特定建設作業実施届出書

市町長氏 名 様

年 月 日

届出者 住所 氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

騒音に係る特定建設作業を実施するので、静岡県生活環境の保全等に関する条例第71条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	労働時間
	時	時		時間
騒音の防止の方法				

発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
※受理年月日	年月日
※審査結果	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 この届出書は静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 3 特定建設作業の種類欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第11に掲げる作業の種類を記載すること。
- 4 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 5 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 6 添付書類
 - (1) 当該作業の場所の付近の見取図
 - (2) 当該作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で当該作業の工程を明示したもの

様式第17号(第41条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

振動に係る特定施設設置(使用)届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住所 氏 名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県生活環境の保全等に関する条例第80条第1項(第81条第1項)の規定により、振動に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号	
工場又は事業場の所在地				※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容				※施設番号	
常時使用する従業員数				※審査結果	
振動の防止の方法				別紙のとおり。	※備考
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 特定施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第14に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに施設の名称を記載すること。
- 振動の防止の方法の欄の記載については、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 添付書類
 - 当該施設の配置図
 - 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第18号(第42条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

振動に係る特定施設の種類及び能力ごとの数
(使用の方法)変更届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住所 氏 名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡県生活環境の保全等に関する条例第82条第1項の規定により、振動に係る特定施設の種類及び能力ごとの数(使用の方法)の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号				
				※受理年月日		年 月 日		
				※施設番号				
工場又は事業場の所在地				※審査結果				
				※備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、静岡県生活環境の保全等に関する条例第82条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 3 特定施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第14に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに施設の名称を記載すること。
- 4 添付書類

(1) 当該施設の配置図

(2) 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第19号(第42条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者住所氏名
{
法人にあつては、その主たる事務所の所在地
法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
}

静岡県生活環境の保全等に関する条例第82条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
振動の防止の方法	変更前	変更後	※施設番号
	別紙のとおり。		※審査結果
			※備考

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用するとともに、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 添付書類
 - (1) 当該施設の配置図
 - (2) 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

様式第20号(第44条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

振動に係る特定建設作業実施届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

振動に係る特定建設作業を実施するので、静岡県生活環境の保全等に関する条例第88条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称				
建設工事の目的に係る施設又は工 作 物 の 種 類				
特 定 建 設 作 業 の 種 類				
特定建設作業に使用される静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第16に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特 定 建 設 作 業 の 場 所				
特定建設作業の実施の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで			
特 定 建 設 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	時	時		時間

振 動 の 防 止 の 方 法	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
※受 理 年 月 日	年 月 日
※審 査 結 果	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 この届出書は静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第16に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 3 特定建設作業の種類欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第16に掲げる作業の種類を記載すること。
- 4 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 5 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 6 添付書類
 - (1) 当該作業の場所の付近の見取図
 - (2) 当該作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で当該作業の工程を明示したもの

様式第21号(第47条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
悪臭に係る特定施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

市 町 長 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例第91条第1項(第92条第1項、第93条第1項)の規定により、悪臭に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
特定施設の構造並びに使用及び悪臭の防止の方法	別紙のとおり。	※審 査 結 果	
		※備 考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 特定施設の種類の欄には、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第18に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 添付書類
 - 当該施設の配置図
 - 悪臭を処理し、又は防止するための施設の配置図
 - 悪臭の発生及び悪臭の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
 - 当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

別紙(用紙 日本産業規格A4縦型)

特定施設の構造並びに使用及び悪臭の防止の方法

1 特定施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 l / h)		
	原料の施設最大処理能力 (施設最大生産能力 t / h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (㎡)		
	変 圧 器 の 定 格 容 量 (K V A)		
	乾 燥 施 設 の 容 量 (m³)		
	堆積場、鶏舎又は畜舎の面積 (㎡)		
	鶏舎又は畜舎の型式及び構造		
使 用 状 況	1日の使用時間 及び1月の使用 時 日 数 等	時 ～ 時 時間 / 回 回 / 日 日 / 月	時 ～ 時 時間 / 回 回 / 日 日 / 月
	季 節 変 動 の 概 要		
原材料(悪臭の 発生に影響のあ る も の に 限 る。)の使用量	種 類		
	1 日 の 使 用 量		
生 産 量	種 類		
	1 日 の 生 産 量		
そ の 他 参 考 事 項			

2 悪臭の防止の方法

脱臭措置	脱臭方法の種類	
	装置の名称	
	型式・基数	
	装置の構造	
	装置の能力	
	脱臭効率	
その他	脱臭方法	

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 脱臭方法の種類欄には、燃焼法、洗浄法、吸着法、生物脱臭法等を記載すること。
- 3 その他の欄には、薬液散布その他悪臭を防止するために有効な措置について記載すること。
- 4 当該施設及び悪臭の処理又は防止のための装置の構造及びその主要な寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第23号(第54条関係)(縦8センチメートル、横12センチメートル)
(表)

		第	号
静岡県生活環境の保全等に関する条例 第117条第2項に規定する身分証明書			
所	属		
職	名		
氏	名		
		年	月 日 生
		年	月 日 交付
		静岡県知事 (市 町 長)	
			

(裏)

静岡県生活環境の保全等に関する条例抜すい

(報告及び検査)

第117条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の現場等に立ち入り、ばい煙等を発生する等の施設その他の物件を検査させることができる。

- (1) 第11条第2項に規定するばい煙発生施設を設置する者
 - (2) 第24条第3項に規定する一般粉じん発生施設を設置する者
 - (3) 第33条第3項の特定事業場の設置者又は設置者であった者
 - (4) 第77条に規定する特定施設を設置する者
 - (5) 第87条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
 - (6) 第50条又は第90条に規定する特定施設を設置する者
 - (7) 第60条に規定する特定作業を実施する者
 - (8) 第70条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
 - (9) 第75条の規則で定める営業を行う者
 - (10) 第76条の規定により拡声機の使用の制限を受ける者
 - (11) 第100条第1項の規則で定める物を屋外において燃焼させている事業者
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第1号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・23年27号・令和元年4号・3年5号・4年5号〕)

様式第2号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・23年27号・令和元年4号・3年5号・4年5号〕)

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第5号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第7号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔平成23年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則4号・4年5号〕)

様式第8号(第12条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第9号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・23年27号・24年40号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第10号(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4横型)

(一部改正〔平成23年規則27号・令和元年4号〕)

様式第11号(第25条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第12号(第26条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第13号(第26条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第14号(第29条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第15号(第30条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第16号(第32条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第17号(第41条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕)

様式第18号（第42条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第19号（第42条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第20号（第44条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第21号（第47条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

（一部改正〔平成12年規則58号・18年60号・23年27号・令和元年4号・3年5号〕）

様式第22号 削除

（〔令和4年規則5号〕）

様式第23号（第54条関係）（縦8センチメートル、横12センチメートル）

（一部改正〔平成12年規則117号・15年8号・18年60号〕）